

交通事故防止の合同点検を実施します

～「事故ゼロプラン」・「二次点検プロセス」の実施～

国土交通省松山河川国道事務所と愛媛県警察では、交通事故抑止の為に協働して、交通事故防止対策の検討・実施を行っています。今回、毎年8月の「道路ふれあい月間」の一環として、道路を安全で安心して利用していただけるよう、東予地域の国道で交通事故発生危険性が高い6箇所（詳細は別紙）において、合同点検を下記のとおり実施します。

点検後は、点検結果を踏まえ事故対策案を検討して、順次対策を実施していく予定です。

記

点検日時	平成23年8月24日（水）午前10時30分頃～午後3時頃まで
点検場所	西条市・新居浜市・四国中央市の国道11号 西条市飯岡交差点等の6箇所（詳細は別紙等）
点検参加者	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 愛媛県警察本部 交通部 交通規制課 愛媛県西条警察署・新居浜警察署・四国中央警察署

その他

点検場所は、以下の項目を念頭に置き選定しました。

○事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）を展開する為、事故危険区間の中から選定

○二次点検プロセス（同様の交通事故の再発防止対策）を推進する為に選定

※取材にあたっては、一般の方の通行の障害にならないよう、現地の職員の指示に従ってください。

平成23年8月22日

国土交通省松山河川国道事務所・愛媛県警察本部

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取組に関連します。

問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局

松山河川国道事務所	Tel: 089-972-0034
事業対策官	かわだ あきひこ 川田 昭彦
○道路管理第二課長	もうり ひろのり 毛利 浩徳

愛媛県警察本部

交通規制課	Tel: 089-934-0110
次長	にしぎき たけのり 西崎 武宣

○：主な問い合わせ先

平成 23 年 国道合同点検箇所（別図参照）

平成 23 年の点検箇所は、平成 22 年度に選定された松山河川国道事務所管内における事故ゼロプラン選定区間の中から 6 箇所を抽出し点検を実施します。

- ① 西条市飯岡「飯岡」交差点（国道 11 号）
～主に追突・右左折時・車線変更時における事故防止対策の検討～
- ② 新居浜市喜光地 1 丁目「角野」単路（国道 11 号）【二次点検プロセス箇所】
～主に追突事故防止対策の検討～
- ③ 新居浜市喜光地 1 丁目「東城」交差点（国道 11 号）
～主に右折時における事故防止対策の検討
- ④ 四国中央市中之庄町「中之庄」交差点（国道 11 号）
～主に車線変更時における事故防止対策の検討
- ⑤ 四国中央市三島金子「三島金子」交差点（国道 11 号）
～主に右折時における事故防止対策の検討～
- ⑥ 四国中央市上分町「上分」交差点（国道 11 号）
～主に追突・右左折時における事故防止対策の検討～

●事故ゼロプランとは

死傷事故が多発する危険な区間を市民の方々から意見を聞きながら『事故危険区間』として選定し、交通事故が起りやすい危険な箇所として認識頂き、集中的・重点的に、悲惨な交通事故の対策に取り組む施策をいいます。

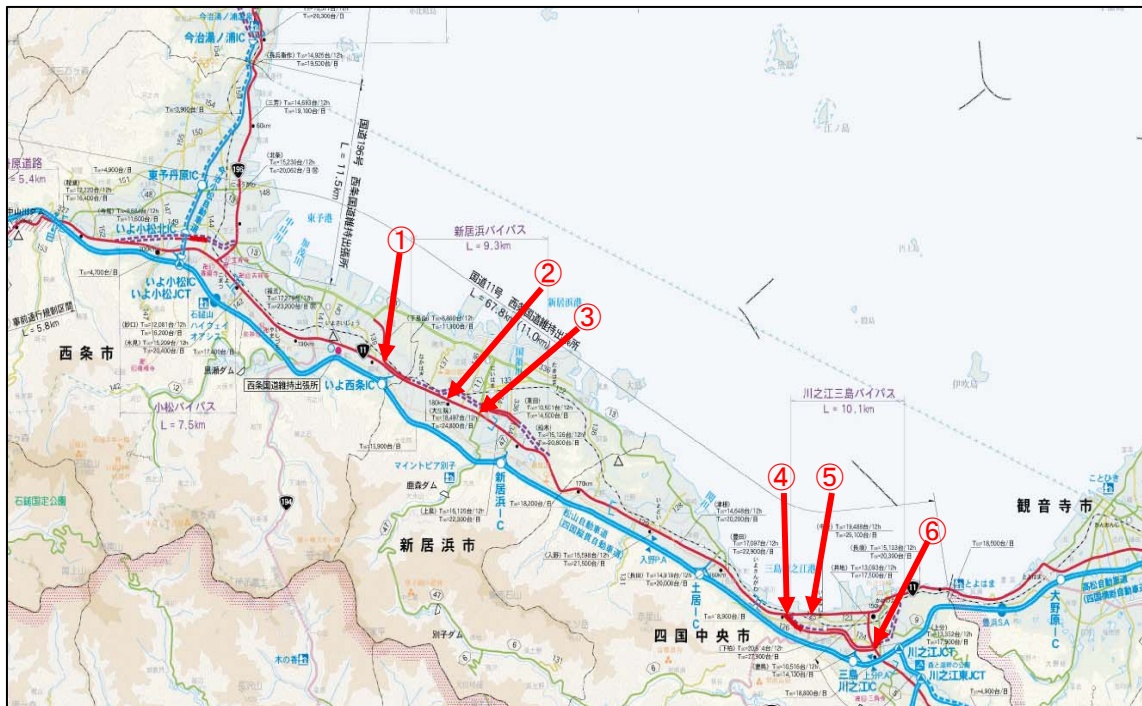
平成 22 年度に愛媛県全体で代表 65 区間を指定、その内松山河川国道事務所管内では 45 区間が該当箇所。

●二次点検プロセスとは

愛媛県警察では重大事故が発生した場合、道路管理者等と合同点検（一次点検）を行い、同一場所での再発防止対策を実施しており、一次点検による道路交通環境の改善は、同一場所において同様の交通事故の再発防止に効果を挙げています。

そこで、今年度から一次点検に加えて、県内の同様の道路交通環境にある他の場所についても、同じように点検・改善が図ればさらに効果的に交通事故の防止を図ることができることから、同じような道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を抽出し、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずる「二次点検プロセス」を推進することとしています。

合同点検箇所



平成23年 合同点検箇所

番号	点検場所	予定時刻
①	西条市飯岡「飯岡」交差点	午前10時30分頃から
②	新居浜市喜光地1丁目「角野」単路	午前11時10分頃から
③	新居浜市喜光地1丁目「東城」交差点	午前11時35分頃から
④	四国中央市中之庄町「中之庄町」交差点	午後1時40分頃から
⑤	四国中央市金子1丁目「三島金子」交差点	午後2時10分頃から
⑥	四国中央市上分「上分」交差点	午後2時40分頃から